

「介護が必要な親(車椅子使用者)と同居する専用住宅(木造2階建)」

1. 設計条件

ある地方都市の住宅地において、介護が必要な親と同居する専用住宅を計画する。計画に当たっては、次の①～⑤に特に留意する。

- ① 夫の父は、地域の訪問介護サービスを受けている。敷地内に、自家用の駐車スペースとは別に訪問介護サービスの車が駐車できるように計画する。
- ② 訪問介護サービスの介護者が来宅した際に使用する専用出入口を玄関とは別に建築物に設ける。
- ③ 居間から直接行き来できる屋外テラスを計画する。
- ④ 床高等については、下表のとおりとする。

1階部分の各要求室の床高(地盤面からの高さ)	500mm
玄関ホールの上間部分及び玄関ポーチの地盤面からの高さ	500mm

- ⑤ 建築物の耐震性を確保する。

(1) 敷地

- ア. 形状、道路との関係、方位等は、下図のとおりである。
- イ. 第一種住居地域内にあり、防火・準防火地域の指定はない。
- ウ. 建ぺい率の限度は60%、容積率の限度は200%である。
- エ. 地形は平坦で、道路及び隣地との高低差はなく、地盤は良好である。
- オ. 電気、都市ガス、上水道及び公共下水道は完備している。

(2) 構造、階数及び建築物の高さ

- ア. 木造2階建とする。
- イ. 建築物の最高の高さは10m以下、かつ、軒の高さは7m以下とする。

(3) 延べ面積

必ず「170㎡以上、210㎡以下」とする。
(床面積については、ピロティ、玄関ポーチ、屋外スロープ、屋外テラス、駐車スペースは算入しないものとする。)

(4) 家族構成

夫の父(70歳代)、夫婦(40歳代)、子ども2人(男子中学生、男子小学生)

(5) 要求室

下表のすべての室は、必ず指定された設置階に計画する。

設置階	室名	特記事項	床面積
1階	玄関	・下足入れ、車いす置場を設ける。	適宜
	居間・食堂・台所	・居間部分は屋外テラスと隣接し、直接行き来できるようにする。	適宜
	父の寝室	ア. 洋室とし、ウォークインクローゼット(3㎡以上)、専用便所(広さは心々1,820mm×1,820mm以上とする)を附属させる。 イ. 介護用ベッド、手洗器を設ける。	
	予備室	ア. 和室とし、その他に押入れを設ける。 イ. 客間としても使用する。	
	浴室		
	洗面脱衣室	・家事室及び浴室と直接行き来できるようにする。	
	家事室	・汚物流し(500mm×500mm)、洗濯機置場を設ける。	
	便所		
	納戸		
専用出入口	・家族も使用するほか、介護者が、玄関を経由しないで建築物に出入りできるようにするために設ける。		
2階	夫婦寝室	・洋室とし、ウォークインクローゼット(3㎡以上)を附属させる。	適宜
	子ども室(1)	ア. いずれも洋室とし、その他にそれぞれ収納を設ける。 イ. それぞれベッド、机を設ける。	
	子ども室(2)		
	書斎	・主に夫が利用する。	
	便所		
	洗面所	・コーナーでもよい。	
納戸			
全体に関わる特記事項			
ア. 1階の廊下の幅員は心々で1,365mm以上とする。 イ. 段差解消機は設けないものとする。			

(6) 屋外施設等

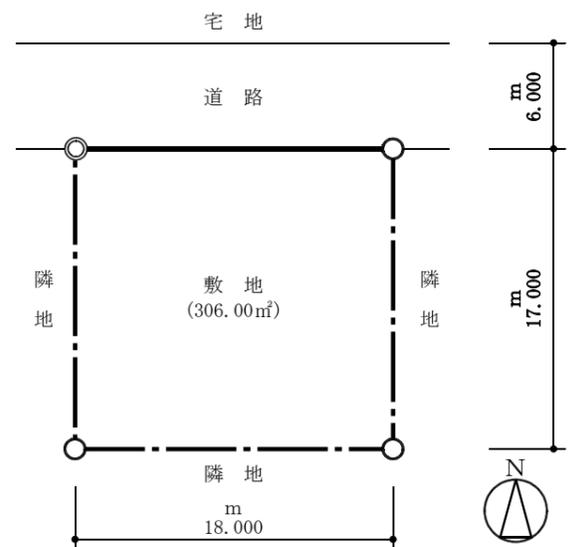
屋外に下表のものを計画する。

屋外スロープ	ア. 道路から玄関へのアプローチにはスロープ(勾配は1/15以下)を設ける。有効幅員は1,200mm以上とし、踊り場を設ける場合は、踏幅1,500mm以上とする。 イ. 安全に配慮し、手摺を設ける。
屋外テラス	ア. 13㎡以上とする。 イ. 居間部分と隣接し直接行き来できるようにする。
駐車スペース(1)	ア. 自家用として1台分を設ける。 イ. 幅3.5m以上とする。
駐車スペース(2)	・主に訪問介護サービスの車の駐車として利用する。

2. 要求図書

- a. 下表により、答案用紙の定められた枠内に記入する(寸法線は、枠外にはみだして記入してもよい)。
- b. 図面は黒鉛筆仕上げとする(定規を用いなくてもよい)。
- c. 記入寸法の単位は、mmとする。なお、答案用紙の1目盛は、4.55mm(部分詳細図にあっては、10mm)である。
- d. シックハウス対策のための機械換気設備等は、記入しなくてもよいものとする。

要求図書 ()内は縮尺	特記事項
(1) 1階平面図兼配置図 (1/100)	① 1階平面図兼配置図及び2階平面図には、次のものを記入する。 ア. 建築物の主要な寸法 イ. 室名等 ウ. 「通し柱」を○印で囲み、「耐力壁」に△印を付ける。 (注)「耐力壁」とは、筋かい等を設けた構造上有効な壁をいう。 エ. 断面図の切断位置及び方向を記入する。 ② 1階平面図兼配置図には、次のものを記入する。 ア. 敷地境界線と建築物との距離 イ. 道路から建築物へのアプローチ、屋外スロープ、屋外テラス、駐車スペース(1)、(2)、門、塀、植栽等 ウ. 道路から敷地への出入口には、▲印を付ける。 エ. 玄関ホールの上間部分、玄関ポーチ、父の寝室の地盤面からの高さを記入する。 オ. 屋外スロープの勾配、長さ、幅員、踊り場(ある場合)の高さを記入する。 カ. 屋外スロープには手摺を記入する。 キ. 玄関には、下足入れ、車いす置場、居間・食事室・台所には、台所設備機器(流し台・調理台・コンロ台、冷蔵庫等)、父の寝室には、介護用ベッド、手洗器、専用便所には、洋式便器、浴室には浴槽、洗面脱衣室には、洗面台、家事室には、汚物流し、洗濯機、便所には、洋式便器を記入する。 ③ 2階平面図には、次のものを記入する。 ア. 1階の屋根伏図(平家部分がある場合) イ. 夫婦寝室にはベッド、子ども室には、ベッド、机、便所には洋式便器、洗面所には洗面台を記入する。
(2) 2階平面図 (1/100)	
(3) 2階床伏図兼1階小屋伏図 (1/100)	ア. 主要部材(通し柱、1階及び2階の管柱、胴差、2階床梁、桁、小屋梁、火打梁、棟木、母屋、小屋束)については、凡例の表示記号にしたがって記入し、断面寸法(小屋束を除く)を凡例欄に記入する。ただし、主要部材のうち、平角材又は丸太材としたものについては、その断面寸法を図面上に記入する。なお、根太及び垂木については、記入しなくてよい。 イ. その他必要に応じて用いた表示記号は、凡例欄に明記する。 ウ. 建築物の主要な寸法を記入する。
(4) 立面図 (1/100)	・南側立面図とする。
(5) 断面図 (1/100)	ア. 切断位置は、玄関を含み、さらに1階、2階の外壁の開口部を含む部分とする。 イ. 建築物の外形及び床面、天井面の形状がわかる程度のものである。(天井内の梁などの主要部材は記入しなくてもよい)。 ウ. 建築物の最高の高さ、軒高、階高、天井高、1階床高、開口部の内法寸法及び主要な室名を記入する。
(6) 部分詳細図 (1/20)	ア. 切断位置は、父の寝室(床廻り部分)とし、外壁の開口部を含む部分とする。 イ. 作図の範囲は、柱心から1,000mm以上とする。 ウ. 部分詳細図として支障のない程度であれば、水平方向及び垂直方向の作図上の省略は、行ってよいものとする。 エ. 主要部の寸法等(床高など)を記入する。 オ. 主要部材(基礎、土台、大引、1階床根太など)の名称・断面寸法を記入する。 カ. 床下換気口(1階床組が木造の場合のみ)の位置・名称を記入する。 キ. アンカーボルト(ある場合のみ)の名称・断面寸法を記入する。 ク. 必要と思われる部分の断熱・防湿措置を記入する。
(7) 面積表	ア. 建築面積、床面積及び延べ面積を記入する。 イ. 建築面積及び床面積については、計算式も記入する。 ウ. 計算結果は、小数点以下第2位までとし、第3位以下は切り捨てる。
(8) 仕上表	ア. 外部の主要な部位(屋根、外壁)の仕上材料名及び下地材料名を記入する。 イ. 内部(父の寝室)の主要な部位(天井、内壁、床)の仕上材料名及び下地材料名を記入する。
(9) 計画の要点等	・父の寝室の計画において工夫した点を150字以内で具体的に記述する。



敷地図(縮尺: 1/400)